別 派 ⊗

(傍線部分は攻正部分)○平成十九年総務省告示第四十八号(小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件)の一部を改正する告示案 新旧対照表

改	
	影
って当該無線設備の映像面に表示することができるものであること。この場 10 とができない方のみ可能である旨を当該無線設備に記録し、特定の操作によことができない方法をいう。) により当該無線設備の送信は 1 一	特定の操作について、書類等により明らかにするものとする。の映像面に表示することができるものであること。この場合において、当該み可能である旨を当該無線設備に記録し、特定の操作によって当該無線設備ことができない方法をいう。)により当該無線設備の送信は屋内においての2 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識する能である旨が表示されていること。 1 筐きよう体の見やすい箇所に、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可三 [同上]

宝 宝

後の同項の規定により表示された又は表示することができるものとみなす。この告示による改正前の第三項の規定により屋内においてのみ送信可能である旨が表示された又は表示することができる適合表示無線設備については、改正